

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2(第2段階)

関係施策の概要

(1) 復旧事業等による 確実な雇用創出

復旧事業の推進

<災害復旧等事業の推進>(補正予算・法律改正) 9,308億円
公共土木施設等(河川、海岸、道路、港湾、下水道等)、空港、公営住宅、水道、工業用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧
【厚生労働省、国土交通省、環境省 等】

<一般公共事業の推進>(補正予算) 1,436億円
災害公営住宅等の整備、被災地の公共土木施設等に係る補修工事等
【国土交通省】

<農地・農業用施設、農業生産関連施設等の復旧支援>(補正予算) 1,133億円
・排水機場等の応急対策、除塩事業及び農地、共同利用施設等の復旧
・農業生産関連施設、卸売市場等の復旧
【農林水産省】

<海岸林・林地等の復旧、木材供給等緊急対策の推進>(補正予算) 244億円
・被災した山地、海岸林、治山施設、林道施設等の復旧整備
・仮設住宅等の復旧資材確保のための木材加工流通施設等の復旧等
【農林水産省】

<漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援>(補正予算) 846億円
・漁港、漁場、海岸等の災害復旧及び災害復旧と連携した漁港機能の回復等
・漁船・定置漁具の導入支援、養殖施設の復旧、さけ・ます孵化放流施設の緊急復旧
【農林水産省】

<医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧の推進>(補正予算・法律改正) 945億円
被災した医療、介護、児童、障害、保健衛生施設、年金事務所、公共職業能力開発施設、認定職業訓練校等の復旧
【厚生労働省】

<学校施設等の災害復旧の推進>(補正予算) 2,450億円
国公私の幼稚園から大学までの学校施設や公民館等の社会教育施設等の復旧
【文部科学省】

<市町村の行政機能の応急の復旧>(補正予算) 37億円
本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村等の行政機能を応急的に復旧
【総務省】

<消防施設等の復旧の推進>(補正予算) 281億円
消防施設等の復旧
【総務省】

<仮設住宅の建設>(補正予算、平成23年度当初予算予備費) 4,129億円
仮設住宅の建設等
【厚生労働省】

<災害廃棄物(がれき等)の処理の推進>(補正予算) 3,519億円
市町村が行う災害廃棄物の処理
【環境省】

水道施設の災害復旧に必要な経費

平成23年度補正予算(1号)要求額:160億円

○東日本大震災により著しい被害を受けた地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において補助を実施する。

(特別立法による補助率嵩上げ: $1/2 \rightarrow 80/100 \sim 90/100$)

(交付対象) ※阪神・淡路大震災時と同等の措置(ただし、阪神・淡路の嵩上げは $8/10$)

- ① 東日本大地震により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設^(注1)を原形に復旧する事業
→〈補助率〉 $80/100 \sim 90/100$ (特別立法による嵩上げ。通常は $1/2$)
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設^(注2)を原形に復旧する事業
→〈補助率〉 $1/2$ (通常は補助対象外)
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
→〈補助率〉 $1/2$ (通常は補助対象外)

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設

(注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧事業について、要した経費の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図ることを目的とする。

| | 通常 | 阪神・淡路大震災 | 東日本大震災 |
|-------|---|---|--|
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） |
| 国庫補助率 | <p>1/2 (交付要綱)</p> | <p>8/10 (阪神淡路大震災財特法)</p> | <p>対象市町村の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20/100以下の部分・・・80/100 ・20/100を超える部分・・・90/100 <p>(東日本大震災財特法案)</p> |



通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率の嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

既設公営住宅等の復旧事業の概要

1. 制度の目的

○ 災害によって滅失又は著しく損傷した既設の公営住宅、改良住宅及び地域優良賃貸住宅(公共供給型)を再建・補修を支援し、従前居住者の居住の安定確保を図る制度。

災害による被害



地震での倒壊等



地すべり・土石流・火砕流での倒壊等



地震による火災での焼失等



津波・高潮・洪水での流出等

国による補助

- ・住宅の再建・補修費用
- ・共同施設・地区施設の再建・補修費用
- ・宅地の復旧費用

→費用の一部を国が負担

2. 復旧事業の対象

○ 公営住宅等の被害の状況が「滅失」又は「損傷」と判断される場合について、その再建・補修に係る費用が復旧事業の適用対象となる。

○ 住宅災害査定基準においては、1戸当たり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)以上となる災害が対象となる。

| 被害区分 | | 被害の程度 |
|------|-----------------|---|
| 滅失 | 全壊 全流出 全焼 | ○ 住宅の損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度 ○ 住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の50%以上に達した程度 |
| 損傷 | 半壊 半焼 | ○ 住宅の損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の20%~70%のもの ○ 住宅の主要な構成要素の経済的被害が住宅全体に占める損害割合の20%~50%のもの |
| | その他 | ○ 上記以外のもの |

災害公営住宅整備事業の概要

1. 制度の目的

地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。

2. 制度の構成

災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

| | 災害公営住宅 | | 平常時の公営住宅 |
|-------|---|---|---|
| | 激甚災害 | 一般災害 | |
| 指定要件 | ①災害指定要件 ・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 ②地域要件 ・100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村 | ・被災地全域で500戸以上が滅失 ・一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失 | |
| 入居対象者 | ・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者 | ・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であって、収入分位40%以下で同居親族のある者 | ・収入分位25%※以下で同居親族のある者 ※被災者、高齢者、障害者等は40% |
| 補助率 | ①整備事業 ・建設/買取 3/4 ・借上 2/5 ②家賃低廉化事業 ・20年間 2/3 (当初5年間は3/4) | ①整備事業 ・建設/買取 2/3 ・借上 2/5 ②家賃低廉化事業 ・20年間 2/3 | ①整備事業 ・建設/買取 45% ・借上 2/3 × 45% ②家賃低廉化事業 ・20年間 45% |

農地・農業用施設災害復旧等事業（公共）

【68,901百万円】

対策のポイント

排水機場等の応急対策を実施するとともに、除塩事業及び農地等の災害復旧を市町村に代わって国・県等が行う仕組みを創設します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した農業地域においては、農業の維持と農業経営の安定を図るため、災害復旧事業の速やかな実施が求められています。
- ・また、津波により壊滅的な被害が生じている地域において円滑な災害復旧を行うためには、除塩を含めた災害復旧等について、国等が緊急的に取り組む必要があります。

政策目標

被災した農地・農業用施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（仮称）に基づく事業

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急的に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じます。

除塩事業：2,450百万円
国費率（基本）：9/10
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等
災害復旧事業等：66,340百万円の内数
国費率（基本）：6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等

2. 災害復旧事業等

(1) 災害復旧事業（農地・農業用施設等）

地震、津波により被災した農地・農業用施設等の災害復旧を実施します。

- 直轄農業用施設災害復旧事業
- 農業用施設災害復旧事業
- 農地災害復旧事業
- 海岸保全施設等災害復旧事業
- 水資源開発施設災害復旧事業

66,340百万円の内数
国費率（基本）：6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等

(2) 農地・農業用施設災害関連事業

再度災害防止のために災害復旧事業に併せて行う施設の改築又は補強及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 農業用施設等災害関連事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業

66,340百万円の内数
国費率（基本）：5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等

3. 農業農村整備事業

国営土地改良事業の実施地区における農地・農業用施設等の機能回復を実施します。

111百万円
国費率：2/3
事業実施主体：国

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（仮称）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211（直））]

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例 に関する法律案の概要

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じる。

法案の概要

現行の課題

1. 除塩事業がない。

2. 国が農地を災害復旧する事業がない。

3. 国が災害復旧する場合に、国庫負担の嵩上げがない。

4. 区画整理には国庫負担の嵩上げがない。

事業内容

①除塩
(創設)

②農地・農業用施設の災害復旧

③②と併せて実施する改良

④②と併せて実施する区画整理

国庫負担

9/10

事業に必要な額に応じて大幅な嵩上げ分を加えた率

実施手続

事業の開始手続

国又は都道府県は申請によらず区画整理等の事業を実施。

同意徴集手続の簡素化

施設改良に係る事業計画の同意徴集手続について、一定の場合、簡素化

期待される効果

- 緊急に復旧を進めることにより、早期に営農再開
- 除塩事業を高い国庫負担率で実施
- 区画整理のほか、国が実施する復旧等の事業についても高い国庫負担率で実施

災害対策支援機械費（公共）

【877百万円】

対策のポイント

湛水した農地について、国が保有する排水ポンプ等を投入し、海水等を強制排水します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災に伴う大津波により、農地等に大量の海水が湛水しており、災害復旧、復興の大きな支障となっています。
- ・沿岸部では地殻変動の影響で標高が最大で 0.7m沈下したため、雨水等の自然排水が困難な状況となっているうえ、排水施設が津波の被災により排水不能となっていることから、降雨期の洪水被害など二次災害が懸念されています。

政策目標

湛水被害、塩水被害の早期解消・二次災害防止

<主な内容>

1. 湛水している農地等について早期の湛水解消を図るため、地元の要請に応じて国が保有する災害応急用ポンプを緊急的に配備し、排水対策を実施します。
2. 沿岸部で津波の被災により排水不能となっている排水機場について、降雨に伴う周辺地域の洪水被害などの二次災害を防止するため、一定の排水能力を有するポンプを借り上げて、配備し、早期に排水対策を実施します。

国費率：10／10
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3501-6094（直））]

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【7, 565百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

<背景/課題>

- ・農林水産業者の経営の維持と安定を図るため、東日本大震災により被災した農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設の復旧が求められています。

政策目標

被災農林水産業者の経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用

<主な内容>

1. 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体

(「農林水産業共同利用施設」について)

- ・農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設など
- ・地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）、産地市場施設（水産関係施設に限る）など

2. 助成対象

農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内においては13万円）以上の災害復旧事業に対して助成を行います。

3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

| 区 分 | | 採択基準 | 補 助 率 等 | |
|---------|----------------------|--------|-----------|------------|
| | | | 40万円までの部分 | 40万円を超える部分 |
| 激 甚 災 害 | 告 示 地 域 [*] | 13万円以上 | 4/10 | 9/10 |
| | そ の 他 の 地 域 | 40万円以上 | 3/10 | 5/10 |

(※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

【参考】事業の根拠となる法律

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-3502-6442（直））]

東日本大震災農業生産対策交付金

【34, 134百万円】

対策のポイント

東日本大震災により、農業用施設や営農用資機材などに被害を受けた地域における農業生産の復興を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により、東北地方及び関東地方の太平洋側を中心に農業用施設や営農用資機材などに被害が発生しました。
- ・これら被害を受けた地域における農業生産の復興のためには、再生可能エネルギー供給施設を含む農業生産関連施設の復興や農業機械の確保等が喫緊の課題となっています。
- ・23年産以降の営農を確保するため、共同利用施設の復旧を始めとする、速やかな支援が必要です。

政策目標

○被災地域における農業生産の復興

<主な内容>

1. 整備交付金

- (1) 乾燥調製貯蔵施設、集出荷施設、加工施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料保管調整施設、直売施設、鳥獣被害防止施設その他の共同利用施設、農業研修教育施設、乳業施設の復旧（新設、改修・補修、撤去等（復旧に際して、既存の動力源を再生可能エネルギーで稼働するものに変更する場合を含む））
- (2) 農業用施設の安定的な運営を支えるバイオマス、小水力等の再生可能エネルギー供給施設の復旧（新設、改修・補修、撤去等）

2. 推進交付金

- (1) 共同利用農業機械等の購入及びリース方式による新規導入、使用可能な農業機械の有効利用に向けた利用調整活動
- (2) 被災農家の次期作に必要な生産資材（肥料、農業用薬剤等）の購入等
- (3) 土壌中の放射性物質の農作物による吸収を抑制するための資材施用に対する支援
- (4) 早期の営農再開を目指す地域における土壌分析、被災農業者への相談・指導活動等に対する支援

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、NPO法人等 ）

お問い合わせ先：

1及び2の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945(直))
そのうち1の(1)の農業研修教育施設
経営局人材育成課 (03-6744-2160(直))
1の(2)の事業 大臣官房環境バイオマス政策課
(03-3502-8466(直))

東日本大震災農業生産対策交付金

<事業のポイント>

- 1 当面の県の事業要望に柔軟に対応
 - 必要な財源を国は県に一括して定額で配分
 - 個々の事業採択は県の裁量で機動的に実施可能
- 2 震災対応として、従来対象としていない取組も支援
 - JAや市町村所有以外の農家が共同利用する施設(※1)の復旧
 - 農業用資材等

※1: 農林水産業共同利用施設災害復旧対策事業の対象とならないもの

<支援内容>

| 整備交付金 | 推進交付金 |
|---|---------------------------|
| 改修・補修、再編、撤去等 幅広い施設等を対象(※2) | 共同利用農業機械等の導入(リース等)、利用調整活動 |
| 乾燥調製貯蔵施設 集出荷施設 鳥獣被害防止施設 農業研修教育施設 乳業施設 再生可能エネルギー供給施設等 | 次期作に必要な生産資材(肥料、農薬等)の購入等 |
| | 放射性物質の吸収抑制資材施用 |
| | 土壌分析、被災農業者への相談・指導等の普及活動 |

※2: 復旧に際して、既存動力源を再生可能エネルギーで稼働するものに変更する場合を含む

<事業の流れ>



卸売市場施設災害復旧事業

【1, 831百万円】

対策のポイント

被災地に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保するため、被災した卸売市場の復旧を強力に支援します。

<背景／課題>

- ・今般の東日本大震災により、被災地域の卸売市場は甚大な被害を受け、国民生活に欠くことのできない生鮮食料品等の流通状況は悪化しており、被災地域に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保することが必要です。

政策目標

地震により甚大な被害を受けた卸売市場施設の早急な機能復旧を図り、生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保

<主な内容>

卸売市場施設災害復旧事業

1, 831百万円

東日本大震災により甚大な被害を受けた卸売市場の早急な復旧のため、卸売場、食肉関連施設、冷蔵庫施設、電気・給排水設備等の施設整備に対し支援します。

（補助率：中央卸売市場2／3、地方卸売市場1／2
事業実施主体：卸売市場の開設者（地方公共団体、民間団体）

（お問い合わせ先：
総合食料局流通課（03-6744-2059（直））

卸売市場施設災害復旧事業

【現行の支援内容】

1. 事業内容
卸売市場法に基づき農林水産大臣が定める中央卸売市場整備計画に基づいて行う整備等に対し交付金により支援
2. 事業実施主体
地方公共団体等
3. 交付率
定額(4/10以内、1/3以内)
4. 施設整備の取組
ア 中央卸売市場施設整備タイプ
イ 卸売市場再編促進施設整備タイプ
ウ 卸売市場活性化等事業タイプ
エ 地方市場施設整備タイプ

【課題】

今般の東日本大震災により、被災地域の卸売市場は甚大な被害。特に太平洋沿岸に所在する卸売市場は壊滅的な被害。

生鮮食料品等の流通状況は極度に悪化し、被災地域に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制の確保が必要。

国民生活に必要な生鮮食料品等を供給する卸売市場は、産地と消費者を結ぶ基礎的な社会インフラとしての性格を有しており、早急に復旧させる必要。

【対応】

被災地域の卸売市場における災害復旧に要する経費を対象とする補助金を創設するとともに、補助率を十分に手当てすることにより地方公共団体等の負担を軽減

支援の内容

事業費の2/3、又は1/2の補助

○ 阪神・淡路大震災の災害復旧事業と同様に

・ 中央卸売市場

→ 補助率2/3に引き上げ

・ 地方卸売市場

→ 補助率1/2に引き上げ

◎卸売市場を早急に復旧させ、生鮮食料品等の安定的な供給体制を確保

山林施設災害復旧等事業（公共）

【15, 670百万円】

対策のポイント

地震や津波により現時点で被災が明らかになっている治山施設等を早期に復旧し、再度災害の発生を防止します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じています。
- ・地震で発生した津波により、海岸部の保安林における防潮堤等の施設が破壊され機能が滅失しているほか、地震による山腹崩壊や林道損壊等の被害が発生しており、次期の風浪、高潮、津波、豪雨等により再度災害が発生するおそれが高いことから、早期に復旧することが必要です。

政策目標

被災した山林施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 山林施設災害復旧事業

10, 935百万円

地震、津波により被災した治山施設、林道施設の災害復旧を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、6.5/10、5/10※〕
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等

2. 山林施設災害関連事業

4, 735百万円

施設災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと合併して行う当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業等を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、5/10※〕
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

お問い合わせ先：

林野庁治山課山地災害対策室（03-3501-4756（直））

林野庁整備課（03-6744-2304（直））

緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）

【2, 848百万円】

対策のポイント

被災した山地、海岸部の保安林の復旧整備や、山火事の被害木の除去・処理及び復旧造林等を緊急的に実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じており、被災箇所の森林の機能を早期に回復させることが必要です。
- ・また、地震や津波によって発生した火災により山火事被害を受けた森林等について、早急に復旧造林等を実施し、森林の機能を回復させることが必要です。

政策目標

- 緊急的な治山対策の実施による被災地域の安全・安心の確保
- 山火事被害を受けた森林等の早期復旧による公益的機能の確保

<主な内容>

1. 緊急治山対策

2, 630百万円

地震又は津波等で被災した山地、海岸部の保安林のうち、緊急的な復旧整備を必要とする箇所について、復旧治山事業、防災林造成事業等を実施します。

国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 被害森林緊急復旧対策

218百万円

地震の影響により山火事被害等を受けた森林の被害木の除去・処理及び復旧造林、海岸周辺等の被害森林の復旧並びに森林への漂着物の除去・処理等を実施します。

国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、林業事業者等

お問い合わせ先：

- 1の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))
- 2の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065 (直))

木材供給等緊急対策

【5, 924百万円】

対策のポイント

仮設住宅等の復旧資材確保のため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対して支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により、現地では、避難生活が長期化する懸念が生じていることから、仮設住宅の建築や瓦礫の処理を迅速かつ円滑に進めていくとともに、仮設住宅等の整備に必要な木材を早急に供給することが必要です。
- ・このため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対する支援等に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のために必要な資材確保等を図ります。

政策目標

仮設住宅等の復旧資材の確保（5か月で応急仮設住宅6万戸等）

<主な内容>

1. 木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備 5, 300百万円
被災した木材加工流通施設等について、早期に稼働可能な施設の廃棄・復旧・整備と、瓦礫処理の円滑化等に資する木材破砕機の整備に対して支援します。

補助率：1/2

事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

2. 間伐材等の流通コスト等支援 624百万円

(1) 流通コスト支援

復旧に必要な資材用の木材で、被災工場の在庫原木や被災工場に出荷していた地域の原木等を、非被災工場等で受入れする場合の流通に対して、距離に応じて支援します。

(2) 流出木材の処理コスト支援

震災により港湾等に流出した木材の回収を、所有者等が行う場合に支援します。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294 (直))
1の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2297 (直))

漁港、漁場、漁村等の復旧

【30,838百万円】

対策のポイント

- ・漁港、集落環境、漁船、漁場等の水産関係施設の被災状況を調査します。
- ・地震や津波により被害を受けた漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。
- ・災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策を実施します。

<背景／課題>

- ・壊滅的な被害を受けた地域の水産業の復旧規模や手順等を検討するため、被災市町村等に代わり、水産関係施設や周辺漁場の被害状況を把握する必要があります。
- ・地震や津波により被害を受けた漁港等を復旧し、水産物供給機能の回復等を図るため、漁港等の災害復旧事業を早期に実施することが必要となっています。
- ・壊滅的な被害を受けた漁業集落整備のための事業計画を策定するとともに、流通拠点漁港において、漁港機能の回復を速やかに図る必要があります。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の早急な復旧

<主な内容>

1. 水産関係施設等被害状況調査事業 348百万円
漁港等の水産関係施設の破損状況や周辺漁場等の海底の被害状況を把握します。
(委託費)
(事業実施主体：民間団体等)
2. 漁港関係等災害復旧事業（公共）
(1) 漁港施設等災害復旧事業 24,606百万円
地震、津波により被災した漁港、海岸等の災害復旧事業を実施します。
(2) 漁港施設等災害関連事業 376百万円
漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。
(補助率：2/3、6.5/10、5/10等)
(事業実施主体：国、都道府県、市町村等)
3. 災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策（公共） 5,508百万円
漁港施設・海岸保全施設等の被災原因、設計条件見直しにかかる調査、漁業集落整備のための事業計画策定にかかる調査を実施するとともに、流通拠点漁港において、災害復旧と連携して用地等の嵩上げ、排水対策等漁港機能回復を図るための整備を実施します。
(委託費、補助率：定額、1/2)
(事業実施主体：国、地方公共団体、民間団体等)

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|----------|--------------------|
| 1の事業 | 水産庁計画課 | (03-3506-7897 (直)) |
| 2の事業 | 水産庁防災漁村課 | (03-3502-5638 (直)) |
| 3の事業 | 水産庁計画課 | (03-3502-8491 (直)) |

漁船建造、共同定置網再建に対する支援

【27,379百万円】

対策のポイント

被災した漁船・定置網の漁具の復旧のため、漁業協同組合等が行う漁船・定置網の漁具の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・この中で、漁業生産の根幹である漁船が多数甚大な被害を受けており、また、地域の基幹漁業である定置網も壊滅状態にあり、早急に復旧することが必要となっています。

政策目標

漁船建造、定置網再建による早急な漁業生産活動の再開・継続

<主な内容>

1. 共同利用小型漁船建造事業

7,569百万円

激甚災害法に基づき、漁業協同組合が組合員の共同利用に供するために建造する小型漁船建造費を補助します。

補助率：国 1 / 3
都道府県 1 / 3 以上
事業実施主体：漁業協同組合

2. 共同利用漁船等復旧支援対策事業

19,810百万円

1の事業でカバーされない地域、漁協自営等での漁船や定置網の漁具について、漁業協同組合等が策定する共同計画に基づく導入費を補助します。

補助率：国 1 / 2 (運営費)
都道府県 1 / 2 以上
国 1 / 3 以内 (事業費)
都道府県 1 / 3 以上
事業実施主体：漁業協同組合等

〔お問い合わせ先：水産庁沿岸沖合課 (03-6744-2393 (直))〕

養殖施設、種苗生産施設の再建に対する支援

【26,665百万円】

対策のポイント

- ・東北地方太平洋沖地震により被災した水産動植物の養殖施設の復旧について支援を行います。
- ・さけ・ます種苗生産施設において、平成24年春の種苗放流が可能となるように、種苗生産体制の整備を緊急に支援する対策を行います。

<背景/課題>

- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による津波等の災害により、三陸地方を中心に多くの太平洋沿岸地域の養殖施設に甚大な被害が発生しており、早急な復旧を図る必要があります。
- ・さけ・ます種苗生産施設においては、壊滅的な被害を受け種苗放流が困難となっています。このため、平成24年春の種苗放流に向けた種苗生産のための、緊急対策を講じる必要があります。

政策目標

- 激甚災害法に基づく、被害を受けた養殖施設の早急な復旧。
- さけ・ます種苗の生産及び放流体制の早急な回復。

<主な内容>

1. 養殖施設災害復旧事業

23,965百万円

激甚災害法に基づき、都道府県が実施する災害復旧事業について、復旧事業に要する経費の補助を行います。

（補助率：9/10以内
事業実施主体：漁業者等）

2. さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

2,700百万円

平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備等を実施します。

（補助率：2/3以内
事業実施主体：漁業者等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383 (直))
- 2の事業 水産庁栽培養殖課 (03-3502-8489 (直))

医療施設等の災害復旧等

東日本大震災において被災した医療施設等を
早急に復旧し、被災地における医療提供体制の復興を図る。

1. 東日本大震災により被害を受けた医療施設等の災害復旧事業 3,618百万円

■ 被災した医療施設等の災害復旧のため、施設整備に要する費用について国庫補助。※ 医療機関は法律補助

（補助対象）

- ・ 診療棟、病棟、診察室等、被災部分の災害復旧に要する工事費
- ・ 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備（CT、MRI、リニアック等）

（補助対象施設） ※ 下線：新たに対象施設に追加予定

- ・ 公立病院、公的病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、災害拠点病院、二次救急医療機関、在宅当番医制診療所 等
- ・ 看護師等養成所、理学療法士・作業療法士養成所、歯科衛生士養成所 等
- ・ 看護師宿舎 等

（国庫補助率）

- ・ 公的医療機関（公立・公的） : 2/3 ※ 通常1/2の補助率を特別立法により補助率嵩上げを実施予定
- ・ 救命救急センターなど（上記以外の施設） : 1/2

2. 東日本大震災により被害を受けた病院の近代化整備事業 3,245百万円

■ 被災した病院（公立を除く）が患者の療養環境等の改善のための施設整備を行う場合に要する費用について国庫補助。

- ・ 医療施設近代化整備事業を適用
- ・ 国庫補助（調整）率 : 1/3
- ・ 補助要件（主なもの）
 - ・ 整備後の1床あたりの病室面積を6.4㎡以上、病棟面積を18㎡以上とすること
 - ・ 病棟に食堂、談話室、スロープ等を整備すること

など

介護施設等の災害復旧事業の概要

23 ‘補正予算額（案） 563億円

1. 概要

東日本大震災を受け、被災した介護施設等の復旧事業について、その復旧に要する経費を助成するもの

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇養護老人ホーム
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇老人短期入所施設
- ◇軽費老人ホーム
- ◇認知症高齢者グループホーム
- ◇小規模多機能型居宅介護拠点
- ◇夜間対応型訪問介護ステーション
- ◇地域包括支援センター
- ◇介護老人保健施設
- 等

3. 補助率

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ（例：認知症高齢者グループホームなど）
 - 1/3 → 1/2に引上げ（例：介護老人保健施設など）

児童福祉施設等の災害復旧（施設整備）事業の概要

概要：東日本大震災等を受け、被災した児童施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成する。

23'補正予算(案)：47億円(4,650,584千円)

実施主体(対象地域)：都道府県(災害救助法の適用を受けた市町村を有する県：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)

負担率：2/3又は1/2

積算内訳

1. 岩手県、宮城県、福島県の沿岸部

37億円

○単価の考え方：過去2年間の改築時の平均単価

○補助率：2/3又は1/2

2. 岩手県、宮城県、福島県の沿岸部以外

+ 青森県、茨城県、千葉県

10億円

○単価の考え方：過去2年間の改築時の平均単価

○補助率：2/3又は1/2



障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

23'補正予算額(案) 108億円

(1)概要

東日本大震災を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの

(2)補助対象施設

- ・障害福祉サービス事業所
- ・障害者支援施設
- ・短期入所事業所
- ・共同生活介護事業所(グループホーム)
- ・共同生活援助事業所(ケアホーム)
- ・旧身体障害者社会参加支援施設
- ・旧身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設等)
- ・旧知的障害者援護施設(知的障害者授産施設等)
- ・知的障害者福祉工場
- ・旧精神障害者社会復帰施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・児童福祉施設(知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)
- ・重症心身障害児(者)通園事業施設

(3)補助率

→ 阪神・淡路大震災時と同等の国庫補助率の嵩上げを実施予定

・激甚指定による補助率嵩上げ(知的障害児(通園)施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設など)

・その他の施設についても、国庫補助率 1/2 → 2/3に嵩上げ(グループホーム、ケアホームなど)

保健衛生施設等災害復旧費補助金

背景・概要

東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場等の保健衛生施設等については、地域住民の健康確保や疾病予防の観点から早期の復旧が必要であるため、第一次補正予算(案)に約13億円を計上し、早期の復旧を支援する。

施策内容

【平成23年度第1次補正予算額(案)】

13億円

【主な対象施設・補助率】

特別立法及び予算措置により、被災した保健衛生施設等の災害復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

| 施設名 | 通常の補助率 | 今回の補助率 |
|-----------------------|--------|--------|
| 精神科病院(公立)、保健所、火葬場、と畜場 | 1/2 | 2/3 |
| 地方衛生研究所 | — | 2/3 |
| 精神科病院(民間) | 1/3 | 1/2 |
| 市町村保健センター、食肉衛生検査所 | 1/3 | 1/2 |
| 理容師・美容師養成施設 | — | 1/2 |

年金事務所の補修工事

【要求額】 5.8億円

建物に損傷が確認された被災地域の電気・排水設備、外壁等の補修工事

(岩手県) 盛岡、花巻、宮古、一関

(宮城県) 古川、大河原、石巻、仙台南、仙台北、仙台東、

(福島県) 郡山、相馬、平、

(茨城県) 水戸北、水戸南、土浦、日立、

(千葉県) 船橋、佐原

計19事務所

公立学校施設災害復旧費予算について

(平成23年度第1次補正予算(案))

◆趣旨

公立学校施設の災害復旧

962億円

平成23年3月11日に発生した平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により東北地方及び関東地方の広い範囲で校舎や屋内運動場の倒壊等、地盤沈下、運動場の陥没や亀裂が発生。また、岩手県、宮城県及び福島県などで8.5m以上の大津波により、沿岸部の市町村が甚大な被害を受け、学校施設も大津波により流出、水没などの被害を受けた未曾有の災害であった。

このため、学校教育の円滑な実施を確保するためにも、学校の早期再開に向けた応急仮設校舎の建設、落下した天井の復旧や液状化したグラウンドの復旧など比較的早期に復旧できる工事について、補正予算による早期の予算措置を行い早急に復旧を実施する。

◆平成23年度公立学校施設災害復旧費に係る財政措置

| | 23年度当初予算 | 第1次補正予算(案) | 計 |
|-----------|----------|------------|-------|
| 公立学校災害復旧費 | 5億円 | 962億円 | 967億円 |

国立大学法人等施設の災害復旧について

平成23年度補正予算(第1号)予定額 84億円

■概要

東日本大震災における、国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校等の施設等の災害復旧事業であり、現時点で被害状況の調査が完了しているもののうち、被害が軽微で早期復旧が可能なもの、危険防止のため緊急に実施する必要があるもの及び授業再開など教育研究機能の早期回復のために必要なものについて実施する。

■事業内容

- ① 建物被害が軽微なものうち、短期間に復旧が可能なもの
- ② 土地、工作物等の被害で、短期間で復旧が可能なもの
- ③ 人身の安全確保、二次災害防止のために必要な仮復旧等の緊急措置
- ④ 電気・ガス・水道等のライフラインの復旧工事
- ⑤ 建物の復旧工事中に必要となる応急仮設校舎の建設

■内訳

- ・国立大学施設整備費 73億円
- ・国立高専施設整備費 11億円

(参考)

東北大学(青葉山キャンパス)

柱の破壊



仙台高等専門学校(名取キャンパス)

法面崩落に伴う地割れ



背景・課題

○東日本大震災により、私立学校においても多数の被害が発生し、現在までに各法人から人的被害（高等学校～幼稚園 95名[死亡68名（学生・教職員）]、大学・短期大学 128名[死亡33名（学生・教職員）]）、物的被害（高等学校～幼稚園 799校、大学・短期大学189校）が報告されている。地震により校舎が倒壊したり、津波が幼稚園まで押し寄せ園舎が流出するなど壊滅的な被害を受け、教育研究の再開に深刻な影響を与えている。

【地震による私立学校の被害状況】



●地震により倒壊した校舎



●地震により亀裂が入り、剥がれ落ちた壁



●外壁が剥がれ落ちた校舎

必要性

○校地校舎、施設設備が深刻な被害を受けたことにより、教育研究が中断されている状況を早期に改善できるよう、校地校舎等の復旧・整備を早急に進める必要がある。

対応

【私立学校施設の復旧】 626億円（幼稚園約400園、高等学校等約170校、大学等約120校）

・激甚災害の指定を受けた災害により被災した私立学校施設について、学校法人が行う災害復旧事業に要する経費の一部を補助。

私立専修・各種学校施設等の災害復旧事業

(平成23年度1次補正予算案:17億円)

背景・課題

東日本大震災により、専修学校等においても多数の被害が発生。

建物の被害状況

▶ 私立専修学校・各種学校：260校

(被災報告の多い県) 岩手19校、宮城県68校、福島県35校、茨城県21校等 (平成23年4月25日現在)

▼ 東日本航空専門学校 (宮城県)



●津波により破壊された実習室

▼ 今泉女子専門学校 (福島県)



●地震により天井が崩落した教室

災害復旧事業の概要

- ▶ 東日本大震災により被災した、専修・各種学校校舎等の施設・設備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその1/2を補助(予算補助)。

【補助事業者】

学校法人又は準学校法人立の専修学校及び各種学校 (各種学校は外国人学校を対象)

【補助対象】 (自己所有のものに限る)

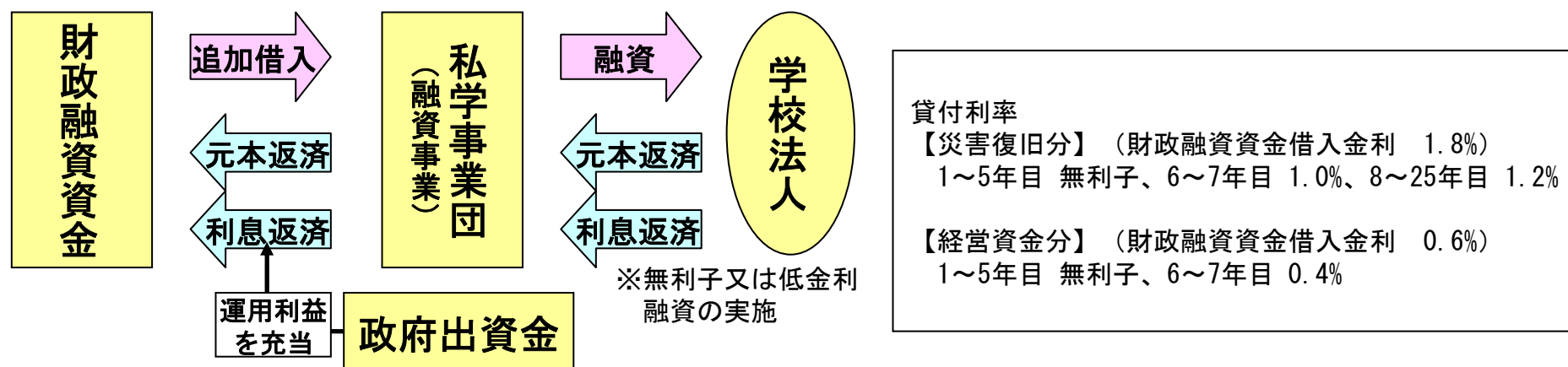
- 校舎等建物の新築・補修復旧費、建物敷地、運動場などの土地の復旧費
- 塀、電灯、自転車置き場などの建物以外の構造物の新築・補修復旧費
- 教材、教具、机、椅子などの設備の修理・新規購入費

日本私立学校振興・共済事業団による無利子・長期低金利融資

平成23年度第1次補正予算案 予定額：226億円

背景・課題

○東日本大震災により被災した学校法人の施設災害復旧にかかる費用及び当面の経営資金を確保するために、財政融資資金の追加借入れを原資とする日本私立学校振興・共済事業団の融資事業において、低金利融資を行うことにより早期の復旧を図る必要がある。



必要性

○日本私立学校振興・共済事業団の融資事業における無利子（5年間）・長期低金利融資の実施に伴う負担を軽減する必要がある。

対応

【日本私立学校振興・共済事業団出資金】226億円（災害復旧分181億円、経営資金分45億円）
・日本私立学校振興・共済事業団に対し、無利子（5年間）・長期低金利融資のために生じる逆ざやを補填できるよう政府出資を行う。

公立社会教育施設等の災害復旧事業

1. 背景

東日本大震災により公立社会教育施設においても多数の被害が発生。被災した公立社会教育施設(公立社会体育施設・文化施設を含む)に対し、激甚法に基づき、施設・整備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその2/3を補助する。

2. 被害報告件数 2, 478施設 (平成23年4月25日現在)

(1) 施設別内訳

・公立社会教育施設 1, 172施設 ・公立社会体育施設 1, 137施設 ・公立文化施設 169施設

(2) 被害報告の多い県

・宮城 571施設 ・茨城 422施設 ・福島県 325施設 ※岩手県、福島県では被害を確認できない地域多数有り

(3) 地震により被災した施設



○津波により浸水した公民館 (岩手県)



○津波によりフロアが歪曲した体育館 (宮城県)



○津波により松の木が屋上にまで流入した自然の家 (福島県)

3. 災害復旧の概要

(1) 補助事業者: 公立社会教育施設を設置した都道府県・市町村

(2) 補助対象施設

・公民館 ・図書館 ・体育館 ・運動場 ・水泳プール ・博物館 ・青年の家 ・視聴覚センター

・婦人教育会館 ・少年自然の家 ・地域改善対策集会所 ・柔剣道場 ・文化施設 ・相撲場 ・漕艇場 など

※その他、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設

災害救助法による災害救助

応急仮設住宅の供与等の応急救助に必要な経費を負担する。

平成23年度第一次補正予算額: 3, 626億円

- 応急仮設住宅の建設: 約7. 2万戸
- 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の設置: 約1. 4万戸



平成23年4月19日に講じられた平成23年度予備費による手当と合わせて、約10万戸の応急仮設住宅等を供与

東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

| | 通常 | 阪神・淡路大震災 | 東日本大震災 |
|--------|--------------------|---|--|
| 国庫補助率 | 1/2 | 1/2 | 対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 <ul style="list-style-type: none"> ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100 |
| 地方財政措置 | 地方負担分の80%について交付税措置 | 地方債負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置 | 地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置 |



通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

重点分野雇用創造事業(基金)の積み増しによる震災対応事業（仮称）の実施

対策の趣旨

- ◆ 東日本大震災により、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難しているが、これらの被災した方々の仕事の確保が重要な課題となっている。
- ◆ このため、被災した失業者である方々の雇用の場を創出するための事業である重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充し、「震災対応分野」を「震災対応事業」として実施することとする。

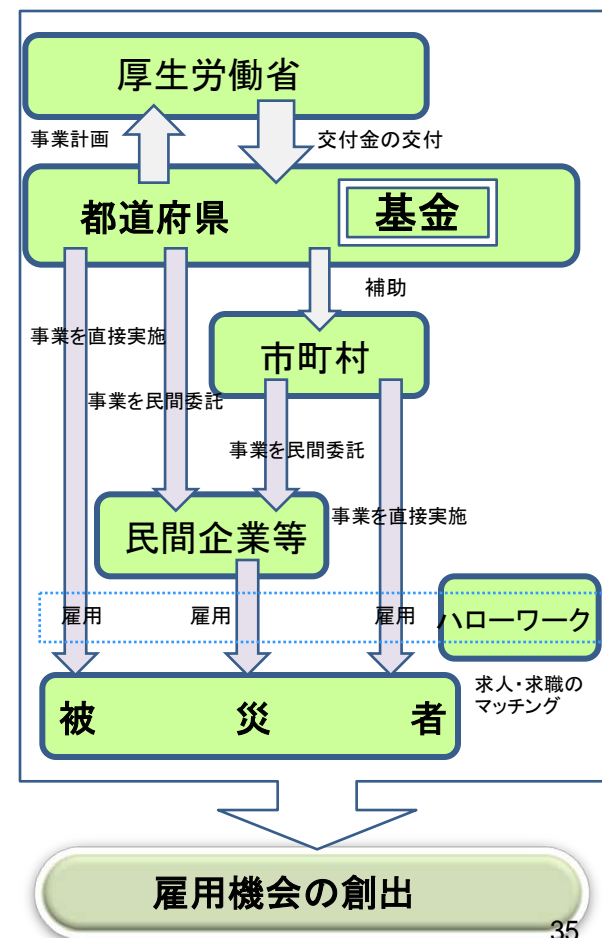
震災対応事業の概要

- ◆ 重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充し、「震災対応分野」を「震災対応事業」として被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施する。
- ◆ 対象事業
 - 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災した失業者を雇用。
 - ※9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野)の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。
 - 都道府県又は市町村による直接雇用が可能。(企業、NPO等への委託も可能。)
 - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- 【事業例】
 - ・ 仮設住宅における高齢者の見守りや配食サービスを行う事業
 - ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
 - ・ 子どもの一時預かりや子育て支援を行う事業
 - ・ 農産物・水産物や観光地の安全・安心を情報発信する事業
- ◆ 予算額 500億円

【現行の重点分野雇用創造事業の概要】

- ・ 雇用情勢が厳しい中で、地域における雇用創出のために各都道府県に造成した基金を活用し、介護、医療、農林、環境等成長分野での雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成。
- ・ 事業規模:3,500億円(一般会計、21年度2次補正1,500億、22年度予備費1,000億、補正1,000億)
- ・ 実施主体:地方公共団体から民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託又は地方公共団体が直接実施
- ・ 雇用期間:1年以内
- ・ 実施要件:事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は2分の1以上
- ・ 対象分野に「震災対応分野」を追加、雇用期間の更新を可能とする等の要件緩和を実施(23年4月5日)

《事業スキーム》



(2) 被災した方々の新たな 就職に向けた支援

概要

高年齢者、障害者等の就職困難者を雇い入れる事業主に支給される特定求職者雇用開発助成金を、特例措置として、被災離職者(※)及び被災地域に居住する求職者を公共職業安定所等の紹介により継続して1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して支給する。

(※) 被災離職者

以下のいずれにも該当する者

- ・ 震災発生時に被災地域において就業していた
- ・ 震災後に離職し、その後安定した職業に就いたことがない
- ・ 震災により離職を余儀なくされた

助成額

大企業 50万円（短時間労働者は30万円）

中小企業 90万円（短時間労働者は60万円）

※ 雇入れ後、6か月ごとに2回に分けて支給

職業訓練の拡充、職業能力開発施設の復旧の推進

○被災により離転職を余儀なくされた人が早期に再就職することができるようにするためには、職業訓練の推進が必要。

○職業訓練の実施に必要な職業能力開発施設が震災によって被害を受けており、その復旧が必要。

職業訓練の拡充等

- ①被災地域の離職者等に対する建設関連分野の職業訓練をはじめとした**公共職業訓練を拡充**する。
- ②被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の**受講料等を免除**する。

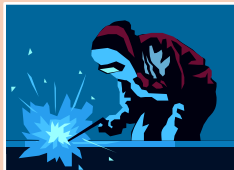
職業能力開発施設の復旧

- ①被災した**公共職業能力開発施設の復旧**を推進する。
- ②被災した**認定職業訓練校の復旧**を推進する。

被災地域における復興に係る人材の育成・確保

概要

- ◆ 被災地域及び近隣地域のポリテクセンター等において、被災地域等の離職者に対し、建築設備・電気設備等の復興に必要な知識・技能の付与を目的とした職業訓練の定員を拡充



建設関係等の復興に係る企業等へ就職

厚生労働省

雇用・能力開発機構

- ◆ 復興に必要な技能習得等を目的とした職業訓練の実施による人材育成

ポリテクセンター等

※ コース設定は地域ニーズを勘案し、設定予定。

被災離職者

受講申込み

訓練受講
あっせん

公共職業安定所

職業相談
職業紹介

復旧工事災害防止対策の徹底

課題

当面、喫緊に予定されている「がれき処理」における労働災害防止上の課題

- ① 作業に不慣れな労働者に対する教育（「安全衛生管理に不慣れな自治体等」が事業者となる場合には特に注意が必要）
- ② 輻輳して作業を行う業者間の作業調整
- ③ 重機と労働者の接触等が生じないような計画的な作業
- ④ 熱中症対策
- ⑤ 保護具の着用（粉じん障害、切れ・こすれ災害）

対策

1 補正予算による対策の推進

- ・プラットフォーム（岩手、宮城、福島）を通じた安全衛生教育の実施、安全衛生計画の作成支援、巡回指導等の実施
- ・防じんマスク（石綿対応、一般粉じん用）の配布等
- ・石綿粉じんの測定

2 行政による取組

- ・安全パトロール等の実施
- ・安全作業に関するリーフレットの配布、自治体等に対する集団指導の実施
- ・関係団体から無償提供を受けたマスク、革手袋等の配布（無償提供を追加要請中）
- ・建設業関係団体に対する安全衛生教育の実施の要請

3 震災復旧・復興工事安全推進本部の設置

- ・ 国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて「震災復旧・復興工事安全推進本部」を設置し、官民による「すきま」のない災害防止対策を推進する。
（復興に向けた長期的な課題にも対応）。

東日本大震災復旧・復興工事安全プロジェクト

～一日も早く、復旧・復興を安全に成し遂げる～

【問題意識】

- 岩手、宮城、福島を中心に広範囲に亘る甚大な被害(建築物、土木構造物、インフラ)を早期に復旧・復興させることが国家的な課題となっている。
 - 輻輳して行われる各種工事や、建設業に不慣れな労働者による就業に伴う労働災害の発生が懸念される。
- 【※】阪神・淡路大震災では、震災復旧工事における労働災害は、死亡者40人、死傷者944人

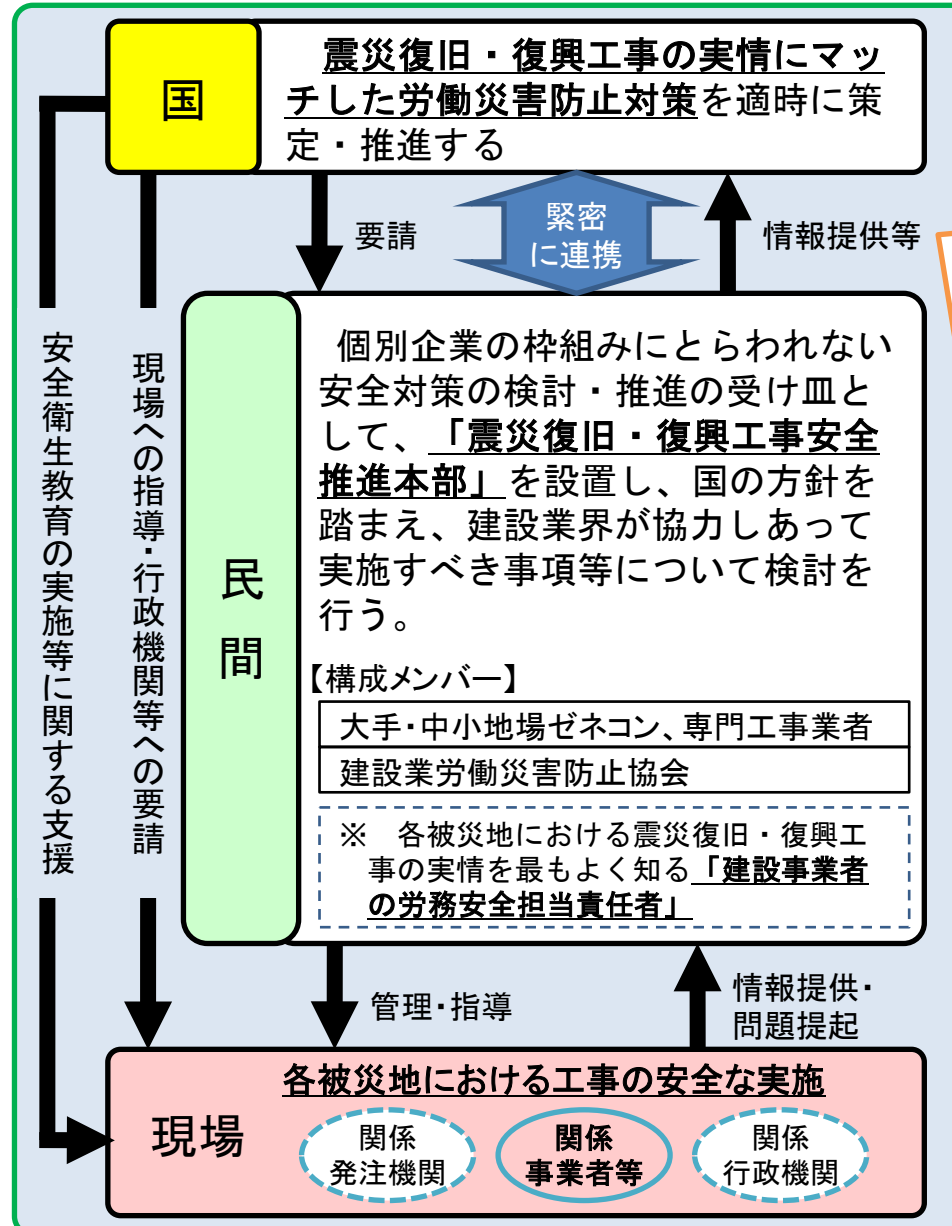
【プロジェクトのコンセプト】

- 震災復旧・復興工事の安全な実施に当たっては、国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて協力し、工事の進捗に合わせた対策を「すきま」なく、強力に推進することが必要不可欠

《コンセプト》

震災復旧・復興工事の「安全」な実施は、日本が「元気」を取り戻すための第一歩

【プロジェクトの概要】



対応すべき課題(案)

- 1 関係発注機関や関係元方事業者等が参画するエリア別での「安全衛生協議体制」の確立
(例) ①工程等の情報共有、②隣接工区間の連絡調整、③資材搬入ルートの一統等
- 2 広域かつ大規模な震災復旧・復興工事の実施に伴う異業種からの労働者の参入増加等を踏まえた安全衛生教育の徹底
- 3 震災復旧・復興工事の状況に応じた適切な施工計画、作業計画に基づく工事の安全な実施
(例) 震災復旧・復興工事に伴う作業特有の問題点の把握とその対策の検討

ハローワークにおける被災した離職者に対する就職支援対策

東北地方太平洋沖地震により、離職を余儀なくされた者の早期再就職を図るため、ハローワークにおいて、以下の就職支援を実施する。

①被災した離職者に対する出張職業相談の実施

- **出張職業相談の実施**
 - ・ 被災した離職者が居住する場所に、ハローワークの就職支援ナビゲーターが携帯端末を活用した求人情報の提供などの出張職業相談を行う。
- **広域職業紹介の実施**
 - ・ 職業転換給付金及び住宅手当を活用した、他地域への就職を図るための総合的な広域職業紹介を実施する。
- **心の健康相談の実施**
 - ・ メンタル面で不調が生じている被災した離職者に対して、臨床心理士等の専門家による心の健康相談を実施する。

②特別相談窓口の充実

- ・ 被災地のハローワークに設置している特別相談窓口に職業相談員を配置し、体制の強化を図る。

③特別求人開拓の実施

- ・ 被災地域において、地元求人や社宅付き求人の確保を図るため、求人開拓推進員を増員し、積極的な求人開拓を実施する。
 - ・ 全国のハローワークにおいて、被災者を受け入れる社宅付き求人を開拓し、被災地域のハローワークに情報提供する。

④合同就職面接会の開催

- ・ 開拓した求人等を対象に、求人者と被災した離職者が一堂に会する合同就職面接会を開催する。

災害による離職者等に対する職業転換給付金の支給

概要

1 広域求職活動費及び移転費の支給

被災地域(東京都を除く災害救助法適用地域)の被災離職者、被災地域に所在する事業所から内定を取消された新卒者及び被災地域に居住する求職者が、ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費(交通費実費、宿泊料)を支給するとともに、就職に伴う転居を行う際に、移転費(交通費実費、移転料、着後手当)を支給する。

2 訓練手当の支給

被災離職者及び被災地域に所在する事業所から内定を取消された新卒者が、ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給し、さらに移転が必要な場合は移転費が支給される。

職業転換給付金の支給内容

【広域求職活動費】

- ・ 交通費実費、宿泊料

【移転費】

- ・ 交通費実費、移転料、着後手当

【訓練手当】

- ・ 基本手当日額 3,530円～4,310円
- ・ 受講手当 日額700円 通所手当 月額42,500円まで 寄宿手当 月額10,700円

※ その他、被災離職者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。

東日本大震災により被災した新卒者等への更なる支援

○ 東京都内等で「被災学生支援就職面接会」を開催します

- ・ 都内の事業所等で被災学生を採用する事業主を集めて面接会を開催
- ・ 事業主には被災学生への特別配慮（寮への即入居、入社一時金の支給等）を求める
- ・ 被災学生に対する被災地からのバス及び宿泊施設等の措置

○ 臨床心理士による心理的サポートを強化します

- ・ 東北地方の新卒応援ハローワークにおいて、臨床心理士による心理的サポートの実施体制を強化します。

○ ジョブサポーターによる求人開拓、出張相談等を実施します

- ・ ジョブサポーターによる被災学生のための求人開拓を実施するとともに、高校・大学等と連携し、高校・大学等や避難所等へ出張相談を行います。
- ・ 被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員します。

配置人数：2,003人（23年度当初）→2,103人（23年度補正後）



(3) 被災した方々の 雇用の維持・生活の安定

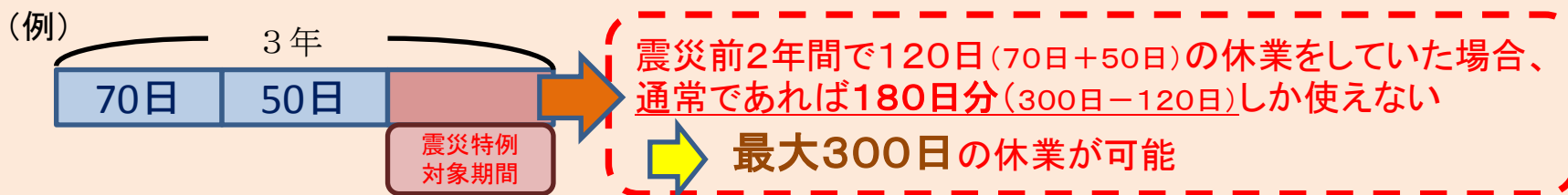
雇用調整助成金について、更に拡充を行います！！

- ① 災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所
 - ② ①の地域と一定規模以上の経済的関係を有する事業所
- については、以下の特例を設けました。

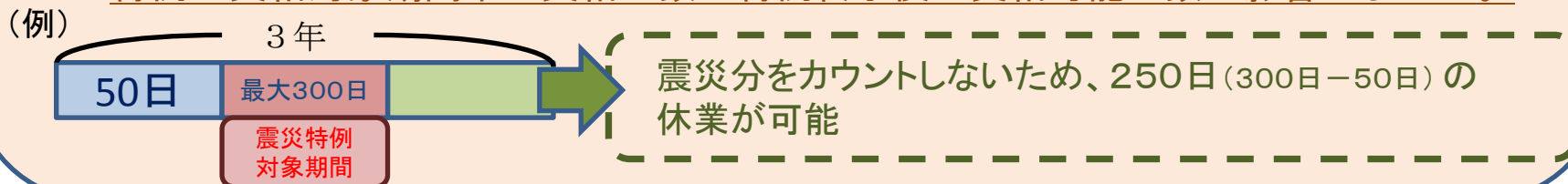
◆支給日数の別枠（300日）を設けます。

原則：3年間で休業300日に達するまで受給できる。

⇒ 特例により、特例の支給対象期間においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能になります。



⇒ 特例の支給対象期間中の支給日数は特例終了後の受給可能日数に影響しません。



◆被保険者期間6ヶ月未満の人でも雇用調整助成金の対象とします。

原則：平成23年7月1日以降、被保険者期間が6ヶ月未満の人は助成対象とならない。

⇒ 特例により、被保険者期間6ヶ月未満の人であっても、雇用調整助成金の助成対象とします。

医療保険、介護保険、厚生年金保険等の保険料等の減免等(検討中)

医療保険、介護保険、厚生年金保険等に関し、被災地の事業所で、震災による被害を受けたことにより、賃金に著しい支障が生じている場合に、保険料等の負担の減免等を行う。

医療保険

(1) 減免等の要件

- ① 平成23年3月11日に、適用事業所等が特定被災区域(※)に所在していたこと
※ 東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた区域(東京都を除く。)等
- ② 震災被害により、適用事業所等に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の事情が生じていること

(2) 減免等される保険料等(実施内容)

- ① 減免等対象期間(※)に被保険者に支払う賃金等に応じた健康保険料等
※ 減免等の要件②に該当する期間(最長で平成23年3月から平成24年2月まで。)

介護保険

(1) 減免等の要件

- ① 平成23年3月11日に、適用事業所等が特定被災区域(※)に所在していたこと
※ 東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた区域(東京都を除く。)等
- ② 震災被害により、適用事業所等に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の事情が生じていること

(2) 減免等される保険料等(実施内容)

- ① 減免等対象期間(※)に被保険者に支払う賃金等に応じた介護給付費等納付金
※ 減免等の要件②に該当する期間(最長で平成23年3月から平成24年2月まで。)

厚生年金保険等

(1) 免除の要件

- ① 平成23年3月11日に、適用事業所が特定被災区域(※)に所在していたこと
※ 東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた区域(東京都を除く。)等
- ② 震災被害により、適用事業所に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の事情が生じていること

(2) 免除される保険料等(実施内容)

- ① 厚生年金保険の保険料
- ② 厚生年金基金の掛金又は徴収金
※ 免除の要件②に該当する期間(最長で平成23年3月から平成24年2月まで。)
※ 子ども手当の拠出金についても免除

施行日

公布日施行、平成23年3月1日から適用

東日本大震災に係る特別措置法案における 労働保険料等の免除の特例措置

震災の被害の甚大さに鑑み、雇用の維持の支援の観点等から、労働保険の適用事業等のうち、一定の要件を満たすものの事業主から申請があった場合には、労働保険料及び一般拠出金の一部を免除することとする。

措置の内容

(1) 免除の要件

- ① 平成23年3月11日に、適用事業場等が特定被災区域※に所在していたこと
※ 東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた区域(東京都を除く。)等
- ② 震災被害により、労働者の賃金の支払に著しい支障が生じている等の事情が生じていること

(2) 免除される労働保険料等

- 免除対象期間※に労働者に支払う賃金等に応じた労働保険料
※ 免除の要件②に該当していた期間(最長で平成23年3月から平成24年2月まで。)
- 平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金

施行期日

公布日施行、平成23年3月1日から適用

(参考)すでに実施している措置

- 平成23年3月24日付告示により指定地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城)の労働保険料の納期限等を延長
- その他の地域においても、震災により相当な損失を受けた事業主等からの申請に基づき労働保険料の納付を猶予

1. 中小企業等対策の資金繰り支援

【事業規模:10兆円程度、予算措置:5,100億円程度】

(A) 中小企業向け

被災中小企業に対して、日本公庫等の災害復旧貸付や、保証協会の災害関係保証(100%保証)を発動するとともに、セーフティネット保証(100%保証)について4月以降も原則全業種で実施中。

中小企業は今般の震災により直接・間接に大きな被害を受けて極めて厳しい状況にあるため、信用保証や公的融資について、間接被害を受けている者も含めて、利用枠の拡大や金利引き下げなど内容を大胆に拡充した震災対応の金融制度を創設し、資金繰りに万全を期す。

●保証協会による『東日本大震災復興緊急保証(仮称)』

[中小企業信用保険法の特例]

直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業を対象とした新たな保証制度『東日本大震災復興緊急保証(仮称)』を創設し、中小企業やその関係者に安心感をもたらすために必要な保証枠を確保するとともに、保証限度額及び保険填補率についても大幅に拡充する。

【保証限度額】 災害関係保証等と合わせて、無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の枠を利用可能。(一般保証とも別枠)

【保証割合】 融資額の全額を保証(100%保証)

【保険填補率】 9割(現行7~8割を引き上げ)

●日本公庫・商工中金による『東日本大震災復興特別貸付(仮称)』

直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業等を対象とした新たな融資制度『東日本大震災復興特別貸付(仮称)』を創設し、必要な融資枠を確保するとともに、貸付限度額、金利引き下げ措置、据置期間を大幅に拡充する。また、上記の新制度について、地方団体等を通じ、必要に応じて利差補給を行って無利子とするための基金を創設する。

<現行の災害復旧貸付>

【貸付限度額】 1億5千万円(中小事業)、3千万円(国民事業)

【金利引き下げ措置】 貸付後3年間、1,000万円まで▲0.9%

【据置期間】 2年

●小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の拡充

直接又は間接的に被害を受けた小規模企業者を対象として、商工会等が経営指導を行うことによって、日本公庫(国民事業)が無担保・無保証人で融資を行うマル経融資について、貸付限度額、金利引き下げ措置を拡充する。

(B) 中堅・大企業向け

●中堅・大企業向け緊急金融支援パッケージ

震災の影響により経営に支障が生じている中堅・大企業に関し、①商工中金・政策投資銀行による長期資金の融資『危機対応貸付』の枠の拡充、②中堅・大企業の信用力の補完(損害担保)、③利子補給、④産活法認定企業に対する指定金融機関からの出資の円滑化を図る。

これにより、取引関係のある中小企業の事業安定にも寄与する。

2. 中小企業等が一体となった施設復旧・整備への支援

【214億円】

●中小企業等が一体となった施設復旧・整備への支援 [204億円]

[独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例]

被災地域の中小企業等の事業者が一体となって進める再建計画を都道府県が認定し、その計画に不可欠な施設の復旧・整備を国と都道府県が連携して補助金により支援するとともに、被災した商店街の施設復旧・修繕を支援。

また、津波等により壊滅的な被害を被った地域などにおいて、被災地域の要請に基づき、中小企業基盤整備機構が仮設のものも含め貸工場・貸店舗等を整備する。

●復旧・復興のための支援専門家派遣 [10億円]

工場等の復旧・復興に必要な人材不足を補うため、巡回アドバイザーや専門家を派遣。設備修理の技術サポート、経営相談、まちづくり相談などをきめ細かく実施する。

被災農家経営再開支援事業

【5, 221百万円】

対策のポイント

東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災において、津波等の影響により平成23年度以降の生産を断念せざるを得なくなった農地や倒壊した畜舎が多く発生しています。
- ・これらの農地や畜舎で経営を再開するためには、ゴミや礫の除去、農地や畜舎周辺の清掃や水路等の補修のみならず、除草や土づくりなど農地等の生産力を回復させるための作業や、畜舎や放牧地の整備等の作業を行い、営農が可能な状態にしていく必要があります。
- ・このため、経営再開の意思のある被災農家が、地域において共同で行う復旧作業等の取組に対して助成（経営再開支援金）を行い、地域農業の再生と早期の経営再開を図ります。

政策目標

被災地域における地域農業の再生と早期の経営再開の実現

<主な内容>

1. 経営再開支援金

5, 192百万円

復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合（仮称）等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。（地域で復興組合（仮称）等を組織）

（ 補助率：定額
事業実施主体：県、市町村 ）

(1) 水田作物・野菜・果樹

農作物の作付が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

| 営農の種類 | 支援単価 |
|-------------|----------------------------|
| 水田作物 | 3.5万円 / 10a |
| 露地野菜（花きを含む） | 4.0万円 / 10a （7.0万円 / 10a） |
| 施設野菜（花きを含む） | 5.0万円 / 10a （14.0万円 / 10a） |
| 果樹 | 4.0万円 / 10a （9.0万円 / 10a） |

注：単価の（ ）は自力で施設の撤去等を行う場合。

(2) 畜産

飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

| 家畜の種類 | 支援単価 |
|-----------|------------------|
| 乳用牛 | 29,700円／頭 |
| 肉用牛（繁殖経営） | 182,200円／頭 |
| 肉用牛（肥育経営） | 21,700～59,000円／頭 |
| 肉用牛（育成経営） | 10,500～13,200円／頭 |
| 豚（繁殖豚） | 22,400円／頭 |
| 鶏（採卵鶏） | 12,000円／千羽 |

2. 推進事務費

28百万円

経営再開支援金の交付に係る業務を県又は市町村が実施するのに必要となる事務経費です。

（補助率：定額）
事業実施主体：県、市町村

お問い合わせ先：

1の（1）及び2の事業

大臣官房戸別所得補償制度企画チーム（03-6744-1850（直））

生産局農業生産支援課（03-3597-0191（直））

生産局生産流通振興課（03-3501-6081（直））

1の（2）の事業

生産局畜産部畜産企画課（03-3502-0874（直））

被災農家経営再開支援事業の概要

○ 東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

事業内容

復旧作業を行う農業者に対して、復興組合（仮称）等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。

対象者

震災により農作物の作付又は家畜の飼養が不可能となった農業者であって、経営再開に向けた復旧作業を行う農業者（地域で復興組合（仮称）等を組織）

支援単価

(1) 水田作物・野菜・果樹
農作物の作付が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

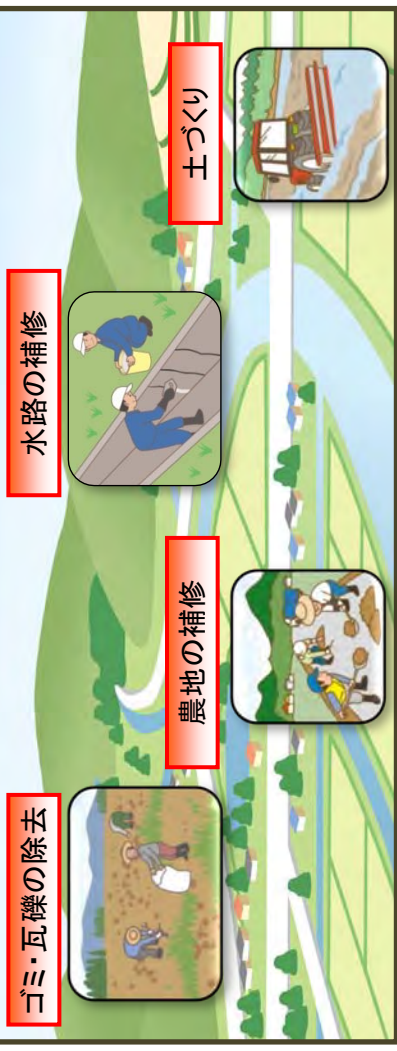
| 営農の種類 | 支援単価 |
|-------------|-----------------------|
| 水田作物 | 3.5万円/10a |
| 露地野菜（花きを含む） | 4.0万円/10a（7.0万円/10a） |
| 施設野菜（花きを含む） | 5.0万円/10a（14.0万円/10a） |
| 果樹 | 4.0万円/10a（9.0万円/10a） |

注：単価の（ ）内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合（2）畜産

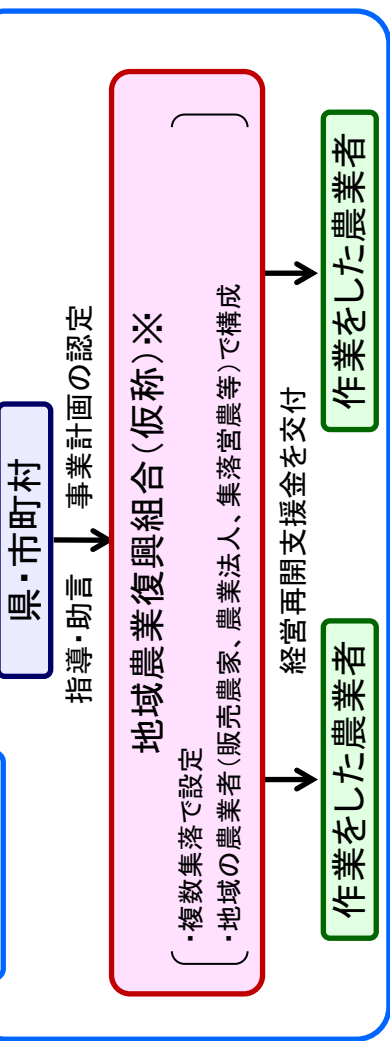
飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

| 家畜の種類 | 支援単価 | 家畜の種類 | 支援単価 |
|-----------|-----------------------|-----------|-----------------------|
| 乳用牛 | 29,700円/頭 | 肉用牛（育成経営） | 10,500円～ 13,200円/頭 |
| 肉用牛（繁殖経営） | 182,200円/頭 | 豚（繁殖豚） | 22,400円/頭 |
| 肉用牛（肥育経営） | 21,700円～ 59,000円/頭 | 鶏（採卵鶏） | 12,000円/千羽 |

経営再開に向けた復旧作業（例）



実施体制



※畜産の場合は、牧野組合等の共同作業の内容に応じた組合

海岸・海底清掃等漁場回復活動への支援

【12,286百万円】

対策のポイント

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため漁業者等が行う漁場での瓦礫等の回収処理等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東北地方太平洋沖地震により壊滅的な打撃を受けた漁業を再生するためには、家屋等の堆積物等で機能が低下した漁場を早期に復旧させることが不可欠かつ緊急的な課題となっています。

政策目標

瓦礫の撤去等による漁場の再生。

<主な内容>

- ・漁場機能や生産力の回復に必要な漂流・漂着・堆積物等の回収処理等に必要な以下の事業を実施します。

1. 漁場復旧対策支援事業

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため漁業者等が行う漁場での瓦礫等の回収処理等の取組を支援します。

(1) 漁場生産力回復支援事業

9,296百万円

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るための漁業者グループが行う漂流物の回収などの取組を支援します(漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日(15トン未満の場合)を支給。)

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

(2) 漁場漂流物回収処理事業

735百万円

漁場に大量の倒壊した家屋の瓦礫等様々な漂流物等があり、今後漁場に堆積することにより漁場に大きな悪影響を与えるため、早期に漂流物等の回収処理を行います。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

(3) 漁場堆積物除去事業

2,255百万円

漁場に堆積している倒壊した家屋の瓦礫や車等の回収処理を行うことにより低下・喪失した漁場の機能を再生・回復させます。

補助率：定額、8/10、2/3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

(お問い合わせ先：水産庁漁場資源課 (03-3502-8486 (直)))

被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業

【649百万円】

対策のポイント

被災地域において、死亡した家畜の円滑な処理、獣医師など関連業種従事者の技能・技術の維持・回復を図るための研修等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災の直接的な影響のみならず、電力や飼料供給の不足、飼養者の避難等の影響による家畜（家きんを含む。以下同じ。）の死亡が多発しており、これらの死亡家畜を早急かつ適正に処分しなければ、畜産農家の経営再開に当たり支障となるばかりか、公衆衛生上でも家畜の腐敗等による問題を生じかねない状況です。
- ・また、被災した畜産農家の経営再開に当たり、獣医師、人工授精師等の関連業種従事者が地域外に流出したことによる従事者の不足により、経営継続が困難となることも懸念されます。

政策目標

被災した畜産農家の経営の継続・再建支援

<主な内容>

1. 被災家畜円滑処理支援

634百万円

死亡した家畜の化製処理や埋却・焼却、死亡した家畜を適切に一時保管する施設の導入を支援する都道府県の取組に対して、経費の一部を補助します。

補助率：定額（1/2相当）、1/2以内
事業実施主体：都道府県

2. 関連業種再開支援

15百万円

津波被災地域の畜産農家の経営再開後、業務を継続する関連業種従事者を対象として、一時的な就業の斡旋や技能・技術の維持・回復のための研修経費を支援する都道府県の取組に対して、経費の一部を補助します。

補助率：1/2以内
事業実施主体：都道府県

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局畜産部畜産食肉鶏卵課（03-6744-2130（直））
- 2の事業 生産局畜産部畜産企画課（03-3502-0874（直））

被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業

1. 被災家畜円滑処理支援

(1) 補助対象家畜

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及びこの余震により死亡した家畜の処理うち、次のア及びイを満たすもの。

ア 市町村の実施する災害等廃棄物処理事業費補助金の助成対象とならない家畜の処理

イ 次のいずれかの原因により死亡した家畜の処理

- ・畜舎倒壊による圧死等地震の直接的な被害
- ・電力や飼料供給の不足
- ・ライフラインの損壊
- ・飼養者の避難(福島第1及び第2原子力発電所事故によるものを除く。)

なお、家畜とは、牛、豚、鶏、その他県知事が認める家畜とします。

(2) 補助経費

- ① 化製処理(輸送費、焼却費を含む。)
 - ・牛: 21,600円/頭
 - ・豚: 2,400円/頭
 - ・鶏: 54円/羽
- ② 埋却・焼却(輸送費、作業員賃金、重機借上費を含む。)
 - ・1/2以内
- ③ 一時保管施設の導入(リース及び賃借のみ)
 - ・190,000円/箇所

(3) 事業実施主体

都道府県

2. 関連業種再開支援

(1) 対象者

次の①及び②を満たす畜産関連業種従業者であること

- ① 津波により家畜の飼養が不可能となった地域の畜産関連業種で、平成23年3月1日時点で、その地域で開業又は勤務していた者
- ② 畜産農家の経営再開後、当該地域で業務を継続すること

※畜産関連業種： 獣医師、家畜人工授精師、酪農ヘルパー、コントラクター、TMRセンター、牛群検定員、削蹄師等

(2) 対象経費

- ① 一時的な就業の斡旋経費、就業のための調整に係る経費：1/2以内
- ② 技能・技術の維持・回復のための研修に係る経費：1/2以内

(3) 事業実施主体

都道府県

お問い合わせは、

1の事業は、農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課(03-6744-2130)

2の事業は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874)

までお尋ねください。

農業経営復旧等のための金融支援

【7, 766百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<背景／課題>

- 東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧のためには必要な資金が円滑に調達されることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 農業経営復旧対策利子助成金等交付事業

被害を受けた農業者等が借り入れる日本政策金融公庫（日本公庫）等の災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子での借り入れが可能となるよう、必要となる利子助成金を交付します（融資枠：400億円）。

農業経営復旧対策利子助成金等交付事業 444百万円
事業実施主体：（財）農林水産長期金融協会

2. 日本公庫資金円滑化貸付事業（実質無担保・無保証人による貸付）等

日本公庫が貸し付ける災害復旧関係資金について、実質無担保・無保証人で貸し付けることができるよう、必要となる出資金を交付します。また、日本公庫が貸付業務を円滑に実施するために必要な経費やコスト相当額を補給金として交付します。

株式会社日本政策金融公庫出資金 6,000百万円
株式会社日本政策金融公庫補給金 193百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫

3. 農業経営復旧対策特別保証事業

被害を受けた農業者等の資金調達の円滑化を図るため、以下の交付金を交付します。

- ① 農業信用基金協会が実質無担保・無保証人での債務保証ができるよう、債務保証の事故時の（独）農林漁業信用基金（信用基金）の保険割合を引き上げるために必要となる財務基盤強化のための交付金
- ② 農業近代化資金等の借入時の保証料負担を軽減できるように、信用基金の保険料及び農業信用基金協会の保証料を引き下げるために必要となる財務基盤の強化のための交付金

農業経営復旧対策特別保証事業 736百万円
事業実施主体：（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

4. 被害農家営農資金利子補給等補助金

被害を受けた農業者等が、経営の復旧に緊急に必要な運転資金である天災融資資金について、農協や銀行等の金融機関から実質無利子での借り入れが可能となるよう、必要となる利子補給金を交付します（融資枠：1,000億円）。

被害農家営農資金利子補給等補助金 393百万円
補助率：65/100又は50/100
事業実施主体：都道府県

お問い合わせ先：

- 1～3の事業 経営局金融調整課（03-3501-3726（直））
4の事業 経営局経営政策課（03-6744-2142（直））

農業経営復旧等のための農業金融支援について

天災資金で1,000億円(※)、公庫資金等で400億円の実質無利子化措置等により、農業経営の復旧等を支

| 資金名 | | 対象者 | 資金使途 | 講じる措置の概要 |
|---|---------------|--------------------|--------|-----------------|
| 公庫資金 | 緊急運転 (中長期) | セーフティネット資金 | 主業農業者 | 災害復旧の 長期運転資金 |
| | 施設復旧等 | 農林漁業施設資金 (災害復旧) | 農業者 | 施設等の修理 |
| | | スーパーL資金等 | 認定農業者等 | 長期運転資金、 施設資金 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <u>一定期間無利子 無担保・無保証人貸付</u> </div> | | | | |
| 民間資金 | 緊急運転 (短中期) | 天災資金 | 農業者 | 種苗代、肥料代等 |
| | 施設復旧等 | 農業近代化資金 | 主業農業者 | 長期運転資金、 施設資金 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <u>全期間無利子 (償還期限3～6年 (激甚4～7年))</u> </div> | | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <u>一定期間無利子 無担保・無保証人貸付</u> </div> | | | | |

※ 天災資金の融資枠1,000億円については、農林漁業全体のもの。

林業・木材産業等の金融支援措置

【9, 898百万円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者等の災害復旧に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、災害復旧を支援する必要があります。
- ・また、被災した森林組合の経営再建を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧等に必要な資金の融通の円滑化

<主な内容>

1. 災害復旧関係資金利子助成事業

505百万円

被災林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧関係資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成を行います。

また、日本政策金融公庫資金を無担保・無保証人で借り入れることができるよう、日本政策金融公庫に対する出資を行います。

融資枠：35億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、(株)日本政策金融公庫

2. 東日本大震災復旧林業信用保証事業

9,370百万円

被災林業者・木材産業者が、復旧事業に必要な資金調達のために、(独)農林漁業信用基金から保証を受ける際の保証料の助成等を行います。

また、災害復旧に必要な資金を円滑に調達するための無担保・無保証人保証を行うため、(独)農林漁業信用基金に対する出資を行います。

保証枠：182億円
補助率：定額
事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

3. 森林組合経営再建緊急支援事業

23百万円

被災した森林組合が、経営再建・経営維持安定のため、金融機関から必要な資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成を行います。

融資枠：23億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037 (直))
3の事業 林野庁経営課 (03-6744-2287 (直))

林業・木材産業等の金融支援措置

平成23年度補正追加要望額9,898百万円

○ 被災した林業者・木材産業者等の災害復旧等に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

| 融資 | | 対象者 | 資金使途 | 限度額 | 講じる措置の概要 |
|----------------|----------------|---------------------------|----------------------------|---|---|
| 公庫資金 | 林業基盤整備資金 | 林業者 | 被害造林地、樹苗用施設、林道の復旧 | 借受者の負担額の80% | <ul style="list-style-type: none"> ・無利子 ・無担保・無保証人貸付 |
| | 農林漁業セーフティネット資金 | 林業者 | 長期運転資金 | 600万円 | |
| | 農林漁業施設資金 | 林業者又は林業を併せ営む木材産業者 | 林業機械、林産加工施設等の復旧 | 借受者の負担額の80%等 | |
| 民間資金 | 森林組合経営再建緊急支援事業 | 被害を受けた森林組合 | 経営の再建・経営の維持安定 | 経営再建のための資金(融資枠)8,000万円 | ・無利子 |
| | 天災資金 | 林業者 | 種苗、薪炭原木、しいたけほだ木等林業経営に必要な資金 | 個人:250万円 法人:2,500万円 | ・無利子 |
| 保証 | 対象者 | 保証対象資金 | 保証割合 | 講じる措置の概要 | |
| 東日本大震災復旧林業信用保証 | 林業者又は木材産業者 | 被災事業者の事業復旧等に必要な運転資金及び設備資金 | 100% | <ul style="list-style-type: none"> ・無担保・無保証人保証引受 ・保証料無料 | |

漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資の推進

【22,337百万円】

対策のポイント

被災漁業者や漁協等を対象とした災害復旧関係資金について、実質無利子化・無担保・無保証人化及び代位弁済経費等へ助成します。

<背景/課題>

- 東日本大震災により、漁船等の漁業生産の基盤や、漁業者の活動支援の中核的な役割を担う漁協に壊滅的な被害が生じています。
このため、被災した漁業者・漁協等の復旧資金を円滑に融通することが必要です。

政策目標

東日本大震災における漁業者・漁協等の復旧に当面必要な融資資金690億円の融通の円滑化（公庫資金融資枠60億円+民間資金保証枠630億円）

<主な内容>

- 1. 漁業関係資金無利子化事業** 385百万円
被災漁業者を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化します。
融資枠：380億円（うち公庫資金60億円、近代化資金320億円）
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
- 2. 漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業** 2,200百万円
1の事業で無利子化する公庫資金の無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。
補助率：定額
事業実施主体：日本政策金融公庫
- 3. 漁業者等緊急保証対策事業** 4,785百万円
漁船建造資金や漁協の復旧資金等に対して、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援します。
保証枠：630億円（漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資を対象）
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
- 4. 保証保険資金等緊急支援事業** 14,530百万円
急増が見込まれる保証保険機関の代位弁済経費等へ助成します。
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
- 5. 漁協経営再建緊急支援事業** 437百万円
被災漁協等が経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化します。
融資枠：150億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：水産庁水産経営課（03-3502-8418（直）））

漁業者・漁協等の復旧等のための金融支援について

公庫資金及び漁業近代化資金で530億円の実質無利子化措置、690億円の無担保・無保証人化措置等により、漁業者・漁協等の復旧等を支援

| | | 資金名 | 融資枠 | 保証枠 | 実質無利子化 | 無担保・無保証人化 | 対象者 | 資金使途 | 講じる措置の概要 |
|------|----------------|--------------------|-------|-------|--------|-----------|--------|----------------------------|-----------------------------|
| 公庫資金 | 緊急運転 (中長期) | セーフティネット資金 | 60億円 | - | ○ | ○ | 漁業者 | 災害復旧の 長期運転資金 | 一定期間無利子 無担保・無保証人貸付 |
| | 施設復旧等 | 農林漁業施設資金 (災害復旧) | | | | | 漁業者等 | 施設等(漁船を含む。以下同じ。)の 修理 | |
| | | 漁船資金等 | | | | | 漁業者等 | 施設等資金、 長期運転資金 | |
| 民間資金 | 施設復旧等 | 漁業近代化資金 | 320億円 | 630億円 | ○ | ○ | 漁業者等 | 施設等資金、 長期運転資金 | 一定期間無利子 無担保・無保証人貸付 |
| | 緊急運転、 施設復旧等 | 一般事業資金 | - | | - | ○ | 中小漁業者等 | 施設等資金、運転 資金(長期、短期)、借換資金 | 無担保・無保証人貸付 |
| | | 漁協経営再建資金 | 150億円 | | ○ | ○ | 漁協等 | 施設等資金、 運転資金、 借換資金 | 全期間無利子(最長15年) 無担保・無保証人貸付 |

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業

【542百万円】

対策のポイント

被災した農地・農業用施設に係る負担金について、最大3年間の利子助成事業を創設し、営農再開まで農家を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により、土地改良負担金の償還中に農地・農業用施設が被災した場合、農業収入が減少し、償還が困難になることから、営農が再開できるまでの間、土地改良負担金の償還を猶予するための支援を行います。

政策目標

負担金を償還中の地区において、営農再開までの間、利子相当額を助成することにより、被災農家の経済的負担を軽減

<主な内容>

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成

542百万円

東日本大震災により一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を土地改良区等に最大3年間助成する事業を創設し、被災農家の経済的負担を軽減します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

〔お問い合わせ先：

農村振興局農地資源課 (03-3502-6277 (直))〕

生活衛生関係営業者等への災害融資の概要

23 ‘補正予算額（案） 21億円

(1) 概要

東日本大震災等を受け、被災した生活衛生関係営業者等の支援として、(株)日本政策金融公庫より設備資金や運転資金を低利で融資するために、必要な利子補給等の資金を出資するもの

(2) 貸付対象

下記の生活衛生関係営業者及び各生活衛生同業組合等

- | | | | |
|--------|---------|------|----------|
| ◇理容業 | ◇美容業 | ◇興行業 | ◇クリーニング業 |
| ◇公衆浴場業 | ◇旅館ホテル業 | ◇麺類業 | ◇冰雪販売業 |
| ◇食肉販売業 | ◇一般飲食業 | ◇すし業 | ◇食鳥肉販売業 |
| ◇喫茶店営業 | ◇中華料理業 | ◇社交業 | ◇料理業 |

(3) 貸付利率等

東日本大震災復興特別貸付(仮称)

- ◇ 対象者 直接被害を受けた者、間接被害を受けた者、風評被害を受けた者
- ◇ 貸付利率 基準金利※-1.4%(直接被害を受けた者 当初3年間)
基準金利※-0.5%(直接被害を受けた者 4年目以降) など
- ◇ 貸付期間 設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ◇ 貸付利率 貸付限度額 各貸付制度に6,000万円上乗せした額 など
- ◇ 据置期間 直接被害を受けた者は5年以内、
間接被害を受けた者及び風評被害を受けた者は3年以内 など

※基準金利 2.25%(平成23年4月13日現在貸付期間5年以内の場合)

医療施設、社会福祉施設等への優遇措置

- 被災した医療施設、薬局、社会福祉施設等の復旧を支援するため、(独)福祉医療機構の融資について、無利子期間を設けることを含めた貸付利率の引き下げ、融資率の引き上げ等を行う。

【福祉貸付】

- ①建築資金 融資率：100%
利 率：無利子
- ②経営資金 融資率：100%
利 率：5年間 無利子
6・7年目 通常金利▲0.9%
8年目以降 通常金利▲0.8%

【医療貸付】

- ①建築資金
融資率：100%
利 率：5年間 7.2億円までは無利子
7.2億円超は通常金利▲0.9%
6・7年目 通常金利▲0.9%
※病床非過剰地域の病院で30年償還の場合
- ②長期運転資金
融資率：100%
利 率：5年間 7.2億円までは無利子
7.2億円超は通常金利▲0.9%
6・7年目 通常金利▲0.9%
8年目以降 通常金利▲0.8%
- ③機械購入資金
融資率：100%
利 率：5年間 最大2億円までは無利子
6・7年目 通常金利▲0.9%
8年目以降 通常金利▲0.8%
※病院の先進医療機械の場合は7.2億円までは無利子、
7.2億円超は通常金利▲1.3%

東日本大震災に係る特別措置法案における雇用保険の特例措置

現行法による対応

- ① 震災による休業状態となった事業所の労働者に対して、特例的に基本手当を支給
- ② 震災離職者、①の震災による休業者について、個別延長給付(原則60日分)を支給

特別措置法案による対応

趣旨

東日本大震災により、災害救助法の適用地域(東京都を除く。特定被災区域)の事業所に雇用されていた労働者は、就職が相当困難なことから、更に給付日数を延長する措置を講じるもの

改正案の具体的内容

○ 個別延長給付の特例

特定被災区域の事業所の労働者で、震災によってやむを得ず失業・休業状態となった場合に、雇用保険の基本手当の支給終了後、現行の個別延長給付(原則60日分)に加えて、更に、60日分の個別延長給付を支給。

(例) 当該措置により、所定給付日数が180日(35歳以上45歳未満、被保険者期間5年以上10年未満等)の失業者の場合、合計300日まで受給可能。

被災に伴う企業倒産に対応した 未払賃金立替払の請求促進、迅速な対応

概要

- 東日本大震災により、多くの企業が事業活動の停止を余儀なくされ、事実上の倒産状態に陥ることが懸念。
- 倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した被災労働者が急激に増加。

① 制度の周知

479, 873千円

- ・ 避難所等に設置される相談窓口へ派遣し、未払賃金立替払制度の周知を行う「立替払出張コンサルタント(仮称)」を配置
- ・ 未払賃金立替払制度の周知を図るため、リーフレットの作成や新聞広告等の掲載

② 事務処理の体制整備

132, 712千円

- ・ 被害が甚大な労働局(岩手、宮城、福島)及びその管内の労働基準監督署に立替払実地調査員等を増員

③ 立替払に必要な原資の増額

14, 320, 664千円

- ・ 地震による企業倒産に係る支給者数、支給額の増加に対応するための補助金の増額(全額被災労働者への支給)

被災労働者の生活不安の早期解消